

## 各府省の意見・質問(2回目)とそれに対する回答

## 《目次》

|                   | ページ |
|-------------------|-----|
| No.1～2 総務省 .....  | 1   |
| No.3 総務省消防庁 ..... | 2   |
| No.4 文部科学省 .....  | 2   |

| No. | 省庁名 | 意見・質問  | 回答   |
|-----|-----|--|--|
| 1   | 総務省 | <p>○特別区の名称の重複について<br/>現在の特別区設置協定書(事務局案)においては、新たに設置する特別区の名称の一部について、既存の特別区の名称との重複が見られるが、地方公共団体の名称については、その重複による混乱が生じないよう、十分配慮する必要があるものであり、実際、同一の名称が、当事者間の調整や了解がないまま使用された事例はないものと認識している。このため、当事者間でよく話し合い、調整されたい。</p>   | <p>特別区の名称のうち、東京都の特別区と重複する「北区」及び「中央区」の使用について、本年1月より両区と協議・調整を行い、3月31日付けで最終的な回答を得たところであり、今後、法定協議会へ報告の上、改めて確認していただく予定。<br/>※両区との調整状況については、別途、貴省へご報告済み</p> <p>【両区回答要旨】<br/>《中央区》<br/>○本区としては、同一の名称を使用することはできる限り避けていただきたいという思いに変わりはない<br/>○今回の貴協議会における決定は、真摯にご議論を重ねてこられた結果であると受け止めている<br/>《北区》<br/>○本区は、貴協議会の決定に対して、法的効果をもって異を唱えることができない旨承知している<br/>○基礎自治体としての「北区」は、本区唯一のものであることを希望する意見に変わりはない</p>   |
| 2   | 総務省 | <p>【該当箇所】協定書案15頁 八 その他特別区の設置に関し必要な事項 1. 都区協議会</p> <p>○ 大都市地域特別区設置法第10条の規定により、特別区が設置される道府県を「都」とみなして適用される地方自治法282条の2及び同施行令第210条の16の規定に基づく都区協議会は、都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都と特別区をもって設けられる共同の機関であり、事務の管理及び執行について連絡調整を図るための協議会(自治法第252条の2の2)に類するものとされている。</p> <p>これは、都区の事務処理についての意思決定機関ではなく、都側と区側が対等・独立の主体として、多数決ではなく双方が協議を尽くす場であることから、委員の数が都側と区側で同数となるよう規定されている。同規定は、特別区財政調整交付金に係る条例について意見を述べる等の役割を有している都区協議会の運営について、都又は特別区いずれかに偏ることなく、対等公平な運営が行われることを制度的に担保しているものである。</p> <p>○ したがって、協定書(案)15頁(一)委員構成では、「大阪府知事並びに淀川区、北区、中央区及び天王寺区の4人の特別区の区長を基本」とされており、委員の数は明らかではないが、貴局が考える大阪府・特別区協議会(仮称)の具体の検討に当たっては、府側(知事及び知事が指名する職員)と区側(特別区長)の委員の数が同数になることを制度的に担保する上記の規定の趣旨も踏まえて、委員構成について検討していただく必要があると考えている。</p> <p>○ また、協定書(案)15頁(一)委員構成では、「学識経験者等を構成員に加えることができる」とし、その趣旨は「都区財政調整制度のような財政に関する専門的な知識を有するものを協議に加えること」(当課からの質問に対する貴局からの回答)としている一方で、同頁(二)協議事項及び(三)協議会の運営については「大阪府知事と特別区の区長の協議により定める。」こととし、当該任意の構成員はその協議に加わらないものとされている。「都区協議会に必要な事項は都区協議会が定める」(自治令第210条の16第10項)との規定を踏まえると、貴局のいう「任意の構成員」とは、都区協議会の委員という位置づけではなく、協議会が必要に応じて任意に意見聴取を行うことができる者と考えられるので、その趣旨を踏まえて、その位置づけをはじめ都区協議会の運営方法等について検討していただく必要があると考えている。</p> | <p>・大阪府・特別区協議会(仮称)の委員構成については、大阪府知事並びに淀川区、北区、中央区及び天王寺区の各区長の5人を委員とすることを基本としています。</p> <p>・上記のような委員構成とする趣旨は、自治体運営に責任のある者を基本とするとともに、特別区民の意見を地域の偏りなく等しく汲み上げ、全ての特別区長が協議会において意見を述べることができる仕組みとすることにより、知事と各特別区長が対等・協力の立場から協議を尽くし、府と特別区、特別区相互間の合意に基づく円滑な協議を実現することにあります。</p> <p>・また、大阪府・特別区協議会(仮称)の委員構成については、「必要に応じて議会の代表者、長の補助機関である職員、学識経験者等を構成員に加えることができる」としていますが、これらの者は、協議案件によって専門的な知見が求められることもあることから、知事や各特別区長が必要であると判断した場合に、大阪府・特別区協議会(仮称)の協議を円滑ならしめるために、大阪府・特別区協議会(仮称)の委員として協議に参画する者として想定しています。</p> <p>・上記のような大阪府・特別区協議会(仮称)の委員数及び委員構成の具体的な内容については、同協議会の組織・運営方法等の検討を踏まえ協議調整をさせていただきたいと考えています。</p> |

| No. | 省庁名    | 意見・質問   | 回答  |
|-----|--------|---|---|
| 3   | 総務省消防庁 | <p>大阪府消防広域化推進計画においては、消防組織について「おおむね10年後までに広域化すべき組合せ」が示されており、この中で、大阪市域については、現行のままとされています。</p> <p>新しい組織の消防の管轄区域が現行のまま、組織の名称に関し「消防庁」とするのは、消防庁の管轄区域が府内全域に一元化されたという誤解を招く恐れや、国の行政組織であるとの誤解を招く恐れがあると考えますが、見解をご教示ください。</p>   | <p>・大阪府においては、更なる消防力の強化のため、府内消防の一元化をめざし、消防の広域化を推進しているところです。</p> <p>・前回の回答のとおり、大都市地域における特別区の設置に関する法律第10条により、特別区を包括する道府県は都とみなされることから、特別区設置後の大阪府の組織機構については、東京都の組織も参考に検討し、広域機能一元化後、新しい大阪府庁となることを組織の名称でも表現しております。</p> <p>・協定書案別表3-3における大阪府の組織機構は、現時点の組織機構案であり、具体的な組織機構については、いただいたご意見も参考にしながら、必要に応じ関係機関とも調整し、特別区の設置準備期間中に検討・決定してまいります。</p> |
| 4   | 文部科学省  | <p>先に提出した前回の意見に対する回答を踏まえた上で、意見いたします。</p> <p>教員免許更新制における免許状更新講習については、現在、文部科学省において、研修権限を持つ中核市以上の教育委員会が開催する現職教員向けの研修と免許状更新講習を兼ねることで研修と講習を二重に受講することに伴う教員の負担の軽減を図る取組を推進しています。今回、特別区に研修権限のみ移譲し、免許状更新講習の開設者の資格を付与しない場合、特別区は免許状更新講習を兼ねた研修を実施することは制度上不可能となるため、研修権限及び免許状更新講習の開設者の資格の両方を持つ他の自治体と異なり、当該特別区域の教員の負担軽減のために前述のような取組を行うことは困難となります。</p> <p>なお、本件の前提として、今回の特別区に研修権限が移譲される場合、当該自治体には教職員研修に関する一定の体制が整備されることから、免許法認定講習及び免許状更新講習の開設者資格を認められるものと考えます。御提示の移譲事務の一覧には、実際に行われている免許法認定講習に関する記載のみで、免許状更新講習の開設が含まれていません。</p> <p>免許法認定講習及び免許状更新講習については、開設者となりうる資格(大学、独立行政法人、都道府県、指定都市、中核市の教育委員会)を文部科学省令である教育職員免許法施行規則(免許法認定講習の開設者について規定)又は免許状更新講習規則(免許状更新講習の開設者について規定)により規定しているため、この開設者となりうる資格を今回の特別区に拡大するには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条による事務処理の特例ではなく、上記2規則の改正を含めた文部科学省における検討が必要になる可能性があることに留意願います。</p> <p>よって、現在の講習実施の有無に関わらず、両講習の開設者資格を付与する必要があるかどうかの観点で検討いただくよう、申し入れます。</p> <p>●前回の意見<br/>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条の条例による事務処理の特例を用い、県費負担教職員の研修に関する事務の一部を移譲する場合、当該自治体には教職員研修に関する一定の体制が整備されると考えられることから、免許法認定講習及び免許状更新講習の開設者としての資格を認められるものと考えますが、御提示の移譲する事務の一覧には免許状更新講習の開設が含まれていないため、その考え方について教授いただきたい。</p> <p>○前回の意見に対する回答<br/>現在、大阪市では免許状更新講習を開設していないため、特別区での実施は考えていません。</p> | <p>改めて検討させていただいた結果、「免許法認定講習」及び「免許状更新講習」の両講習について、大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づき設置される特別区において実施できるよう、省令改正により開設者資格を付与していただきたいと考えております。</p> <p>なお、「免許状更新講習」につきましては、現在、大阪市では開設しておりませんので、当該講習を開設しようとする場合には、改めて御省と実務的なご相談をさせていただきます。</p>   |